



子ども医療費助成事業について

都城市役所
福祉部 こども課



1



■ 制度内容について（令和2年4月1日～）

○ 名称の変更

【改正後】子ども医療費助成事業
（公費番号変更なし。81450025）

○ 助成対象者

【改正後】未就学児から中学校3年生まで

○ 使用方法

医療機関窓口にて保険証と子ども医療費受給資格証を提示し、定められた自己負担額を支払う。（保険証が無い場合は使用不可）

○ 助成内容

制度	区分	未就学児	小中学生
		医療機関窓口自己負担額	
子ども医療費助成事業	入院・保険薬局	無料	無料
	通院		※200円/1月、1医療機関

※診療料が複数ある病院においては、歯科と医科(歯科以外)でそれぞれ負担が必要となります。

2

SMILE CITY MIYAKONOJO

幸せよ々、みやこのじょう



■ 制度内容について

○ 有効開始日の変更

【改正後】

・出生されたお子様～ 誕生日から有効

・転入されたお子様

○転入した日から15日以内の申請・・・転入日から有効

○転入した日から15日経過し、転入した月に申請・・・申請日から有効

○上記に当てはまらない場合・・・申請月の初日から有効

※令和2年3月31日までに転入された小学生から中学生までの児童は、施行日の令和2年4月1日からの対象になります。

☆必ず有効開始日の確認を徹底して頂きますようお願いいたします！

万が一、該当しない場合のレセプトに関しては取り扱いが出来ません。

■ 子ども医療費受給資格証について

・資格証は3月末に未就学児も含め、新しい資格証を対象者に送付致します。
4月以降は新しい資格証かどうかの確認をして下さい。

(旧資格証 オレンジ色 新資格証 空色)

3

SMILE CITY MIYAKONOJO

幸せよ々、みやこのじょう



■ 子ども医療でよくあるご質問

Q1.同月内で保険証が複数回切り替わった場合の自己負担額はどうすればいいの？

A1.初回受診のみ自己負担額200円を徴収して頂き、それ以降の受診では、保険証が複数回変わったとしても自己負担額は1月200円です。

Q2.自己負担額200円に満たない受診の場合はどうすればいいの？

A2.自己負担額に満たない場合は、その保険適用内の金額を患者様に請求して下さい。万が一、同月内に受診がもう一度あった場合でも徴収は不要です。

Q3.誤った資格証で受診したレセプトを送ってしまった場合はどうすればいいの？

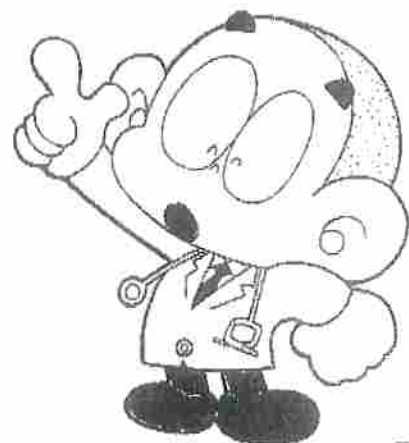
A3.基本的には返戻処理をさせていただきます。乳幼児分は今までと変わらず対応させていただきます、小学生から中学生に関しては、原則は資格証の回収を徹底して行いますので返戻処理に御協力下さい。



4

母子及び父子家庭医療費助成制度について

都城市役所
福祉部 こども課



5

■ 制度内容について（令和2年4月1日～）

○ 改正内容

- ・小中学生の自己負担額を無料とし、現物給付（窓口負担なし）で助成を行います。
- ※高校生、親（母、父、養育者）は、助成内容に変更はありません。

○ 資格証について

- ・親・高校生用と小・中学生用の公費番号が異なる2種類を交付します。有効期間終了は、令和2年10月31日です。全受給者へ3月末に郵送予定です。

○ 助成内容について

- ・医療機関等窓口にて保険証と一緒に提示し、下記表の自己負担額をお支払い頂きます。（保険証が無い場合は使用不可）

	小・中学生		高校生、親	
	入院	通院・保険薬局	入院	通院・保険薬局
窓口負担額	0円		1,000円/1月	3割負担 (1,000円/1月以上を後日払戻)
助成方法	現物給付		現物給付	自動償還払
公費番号	88450028		88450028	90450024

6



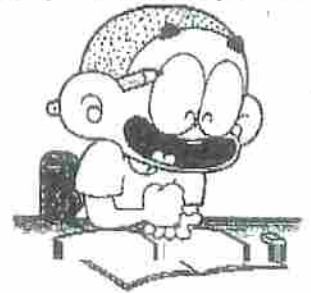
■母子父子医療でよくある問合せ

Q1 令和2年3月診療分までの請求方法は？

令和2年3月31日診療分までの医療費については、現行どおり、母子・父子等、寡婦等、重度心身障害者医療費専用のレセプトを作成して頂き、国保連合会へ御提出ください。なお、高校生以上の受給者は令和2年4月1日以降も上記方法での提出をお願いします。

Q2 受給資格証を確認できない場合の取り扱いは？

公費請求を行わず、健康保険負担割合の医療費を受給者へ請求してください。支払後、領収書を発行していただき、それを元にこども課へ手続きを行うことで、受給者へ医療費の助成を行います。



重度心身障害者医療費助成制度について

都城市役所
福祉部 福祉課



9

■ 制度内容について（令和2年4月1日～）

○ 改正内容

- ・ 重度の小中学生の受給者の自己負担額を**無料**とし、**現物給付**で助成を行います。
- ・ 重度の高校生～20歳未満の受給者は**従来通り医療機関窓口で保険負担割合分の負担が必要**ですが、現行の1か月の自己負担額の1,000円についても合わせて助成を行うため、**医療費は実質無料**となります。

※重度の20歳以上、中度の高校生以上の受給者の助成内容は現行通り。

○ 優先適用について

- ・ 中度の小中学生については、**子ども医療費助成制度が優先適用**（県内200円/1月・一医療機関）となります。

※令和2年4月以降に小中学生で中度の受給資格証（灰色）の提示があった場合は、重心の対象外となりますので、子ども医療の受給資格証の確認をお願いします。

10



○受給資格証について

- ・現在、令和2年7月31日までの有効期限のものを交付しておりますが、小中学生については現物給付へ変更になるため、**新たに受給資格証を交付します。**
- ・有効期限が令和2年4月1日～令和2年7月31日までのもの（現在の受給資格証の半分のサイズで薄いオレンジ色）を令和2年3月末に受給者へ送付します。

※高校生以上の受給者については、受給資格証の変更はありません。

※受給資格証は8月が更新時期となっており、受給資格等を確認後、有効期間が8月から翌年7月までの受給資格証を毎年交付します。

※20歳未満の受給者に限らず、有効期間が8月から翌年7月末までの受給資格証をお持ちの方でも、**重心の受給要件となる手帳の等級変更等により、重心の種別変更（重度→中度）や対象外となることもありますので、毎回保険証と受給資格証の確認をお願いします。**



○助成内容について

- ・医療機関窓口にて保険証と一緒に受給資格証の提示が必要です。下表のとおり高校生以上は医療機関窓口での負担が必要です。（保険証・受給資格証の提示が無い場合は、現物給付の対象外となります）

対象	区分/所得制限	区分	医療機関窓口負担額	助成額	実費自己負担額	公費番号
小・中学生	重度医療 (所得制限なし)	入院 運送 保険薬局	県内自費	ひと月にかかる医療費の全て(現物給付)	無料	95450029
		入院 保険薬局	県内自費	ひと月にかかる医療費の全て(現物給付)	無料	81450025
	子ども医療	通院	県内 200円/1月・ 一医療機関	一医療機関ごと(※1)に、ひと月にかかる医療費から200円を差引いた額(現物給付)	200円/1月・一医療機関	
高校生～ 20歳未満	重症医療 (所得制限なし)	入院	県内 1,000円/1月・ 一医療機関	ひと月に支払った医療費の全て(現物給付後に、窓口負担の1,000円を自動返還)	無料	95450029
		通院 保険薬局	1～3割負担	ひと月に支払った医療費の全て(窓口での1～3割負担分を自動返還)		90450024
	中度医療 (所得制限なし)	入院 保険薬局 通院	1～2割負担	ひと月に支払った医療費から1,000円を差引いた額の半額(自動返還)	1,000円/1月+(医療機関窓口自己負担合計額-1,000円)×1/2	90450024



■各医療費助成注意事項

- 1.医療費助成の優先順位は、(①、②)に関しては取得可能な場合。①、②取得不可の場合は③)
①重度心身障害者医療②母子父子医療③子ども医療
になります。なお、併用で持つことはありません。
- 2.入院時の食事負担金・室料差額・薬の容器代・おむつ代・予防接種・検診等の保険外診療分は助成の対象になりません。
- 3.高額療養費や付加給付金等による保険給付がある場合は、その分を控除した額を助成します。
- 4.学校や保育所等でのケガまたは病気で医療機関にかかった場合の医療費は、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象になるので、使えません。(審査で給付が認められない場合もあります。その際はこども課までご連絡下さい。)
- 5.学校保健安全法に基づく医療費助成(医療券)を利用する場合も医療費助成制度は使えません。

13



■最後に・・・

各医療費助成の新制度施行後、様々な面で医療機関様に御協力頂く点があると思います。

医療機関様の御協力がなければ施行できませんので、皆様の御協力よろしくお願い致します。

御不明な点などございましたらいつでもご対応させていただきますので御連絡下さい。

<お問合せ先>

こども課 子ども・母子父子医療担当

Tel (0986) 23-2684

福祉課 重度心身障害者医療担当

Tel (0986) 23-2980



14